

令和8年度 三枚橋1号街区公園トライアル利活用支援業務委託 仕様書

1 件名

令和8年度 三枚橋1号街区公園トライアル利活用支援業務委託

2 目的

本業務は、三枚橋1号街区公園において民間事業者等のノウハウやアイデアを活かした新たな利活用を促進するトライアル利活用を実施するにあたり、事業を円滑に実施するため、利活用を希望する民間事業者等（以下「トライアル利用者」という。）へのサポートやコーディネート等の中間支援等を行うことを目的とする。

3 履行場所

横手市駅西一丁目18番地 三枚橋1号街区公園

4 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月23日まで

5 業務内容

(1) 暫定使用者の募集・調整・支援

(ア) 対象者 公園の暫定使用を希望する法人、個人事業主、任意の団体又は個人

(イ) 暫定使用回数 5回以上（同一対象者による連続使用を1回とする。）

同一対象者による複数回使用も含め、5回以上の暫定使用を想定している。

(ウ) 内容

① 暫定使用者の募集

暫定使用者の募集は、基本的に市のウェブサイトや市報等において行うが、ホームページ、SNS等を用いて特性に沿った各種メディアへの効果的な発信支援を行う。

② 暫定使用希望者の掘り起こしとマッチング

地域の事業者や団体等に問合せ、利活用の意向やアイデアをヒアリングし実際の利活用に繋げる。また、必要に応じ複数の希望者による共同での利活用を促すため、事業者間の連携を支援する。

③ トライアル利活用全体のコーディネートと広報

各暫定使用者の使用希望内容に伴って使用日時等を調整し、全体のコーディネートを行う。また、各暫定使用者によるトライアル利活用を取り纏め、ホームページ、SNS、チラシ等を活用し、効果的な情報発信を行う。

④ 暫定使用申請・実績報告の伴走支援

暫定使用希望者との対話を通じて、事業内容、実施期間、使用時間、安全管理、収益性等をヒアリングし、事業の実現可能性を高め、助言・指導を行う。また、必要に応じて関係法令についての助言や、関係機関への確認支援を行う。

暫定使用完了後は、事業の成果や課題の整理等、暫定使用者の実績報告を支援する。

⑤関係者・関係機関との調整

必要に応じて市の関係部署との情報共有や調整を行う。また、地域住民の理解を得るため市が実施する地元説明会（1回程度）へ出席する。

(2) トライアル利活用に係る環境整備

トライアル利活用にあって最低限必要となる使用場所の草刈り等の環境整備を行う。

(3) まちづくりコンセンサス形成支援

三枚橋1号街区公園を含めた駅西地域を中心としたまちづくりの機運を高めるため、まちづくりに係る講演会等を実施する。（1回程度。具体的な内容は事業提案による。）

(4) モニタリング調査及びアンケート調査の実施

トライアル利用者へのモニタリング調査及び来客へのアンケート調査（トライアル利用者が実施）を実施し、集計・報告する。

（ア）モニタリング調査及びアンケート調査の項目等については、事前に市と協議して決定する。

（イ）モニタリング調査及びアンケート調査の結果を集計・分析して市に報告する。

(5) 業務の報告

（ア）業務の進捗状況を1ヶ月に1回電子ファイル形式で報告する。

（イ）業務完了時に成果に関する実績報告書を提出すること。報告書は、電子ファイル形式で作成し、紙媒体1部と電子媒体を納品する。

（ウ）実績報告書の納入場所は横浜市総務企画部地域創造戦略室とする。

6 関係書類の整備

委託費については、その内容を明らかにするため、委託業務に係る会計を他の業務に係る会計と区分して経理するとともに、会計関係帳簿等の本業務に係る書類を5年間保存すること。

7 その他

(1) 受託者（本用務を受託したものをいう。以下同じ。）は、業務を行うにあたり、関係法令並びに市の条例及び規則を遵守すること。

(2) 受託者は、業務の遂行にあたり、実施体制を整備し、確実に履行すること。

(3) 受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と認められる場合は、市と事前協議の上、業務の一部を委託することができる。

- (4) 受託者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (5) 受託者は、業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。業務終了後も同様とする。
- (6) 受託者は、契約の履行にあたり、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。
- (7) 受託者は、業務を行うにあたり、故意又は過失によって市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (8) 本業務の委託料は、業務完了後に完了検査を合格した後、受託者からの請求により支払うものとする。
- (9) 本仕様書に明示なき事項又は業務上疑義が生じた場合は、市及び受託者が協議して決定するものとする。